

## クレジットカード納付導入に伴う指定代理納付に係る業務（立替払型）仕様書

### 1 業務内容

市立函館病院におけるクレジットカード納入導入に伴う指定代理納付に係る業務

### 2 業務開始時期

平成20年11月4日（火）（予定）

### 3 指定代理納付業務の対象となる歳入

診療等の提供を受けた者に対し請求する下記の料金

- ① 入院診療費
- ② 外来診療費
- ③ その他医業収益に係るもの

### 4 指定代理納付の対象施設

- (1) 施設名 市立函館病院
- (2) 施設の所在地 函館市港町1丁目10番1号
- (3) 施設の概要 (延患者数・診療収益は平成19年度実績)
  - ① 病床数 : 734床
  - ② 延患者数 : 入院延患者数 212,904 人, 外来延患者数 295,040 人
  - ③ 診療収益 : 入院収益 9,199,440 千円, 外来収益 2,613,247 千円

### 5 指定代理納付で取り扱うクレジットカード

- (1) クレジットカードの発行会社に関わらず「VISA」「MasterCard」の国際ブランドが付与されたクレジットカードについて、いずれも取り扱い可能であること。
- (2) クレジットカードの発行会社に関わらず「JCB」「AMERICAN EXPRESS」の国際ブランドが付与されたクレジットカードについて、いずれも取り扱い可能であること。

### 6 指定代理納付の方法

- (1) 納入義務者に対して有する債権を買い取る債権譲渡型でなく、納入義務者に代わり立て替えて支払いをする立替払型によるものとする。
- (2) クレジットカード納付による立替金については、各月毎に末日を締日として集計し、翌月の15日までに一括して指定する口座に振り込むこととする。  
なお、15日が金融機関休業日である場合には、翌営業日を振込期限とする。
- (3) クレジットカード納付による立替金を振り込む際の手数料は指定代理納付者の負担とする。
- (4) 各月ごとのクレジットカード納付による立替金の内訳明細を別途、指定する期日までに交付すること。

## 7 指定代理納付行為に対する手数料

- (1) 指定代理納付行為に対する手数料（以下「手数料」という。）については、指定代理納付者の発行する適正な請求書により支払うものとする。支払いは、各月ごとの請求とし、納入義務者が選択する支払方法の種類を問わず一括での支払いとする。手数料の額は、各月ごとの立替払金の額に契約で定める手数料率を乗じた額とし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (2) 指定代理納付者は、立替払金から相殺により手数料を徴収することはできない。

## 8 クレジットカード決済端末機

- (1) 決裁端末の仕様  
クレジットカード決済の処理端末機は、暗証番号入力用子機が付属されたものとする。
- (2) 端末機の設置および管理  
端末機は無償で貸与するものとし、端末機の設置に要する費用は、指定代理納付者の負担とする。ただし、次に示す費用は病院の負担とする。
  - ① 回線の敷設に要する費用
  - ② 回線の使用に要する費用
- (3) 端末機の設置台数は3台とし、ISDN回線対応機種、アナログ回線対応機種のいずれかにするかは、契約締結の日までに通知するので、いずれにも対応できること。
- (4) 端末機の付属品やロール紙等の費用は、指定代理納付者の負担とする。
- (5) 端末機等の故障時の保証、修理費用は、指定代理納付者の負担とする。

## 9 その他の事項

- (1) 端末機の操作およびクレジットカード納付申出の承認事務等、本業務に関わる事務の一部を第三者に委託することを承認すること。
- (2) クレジットカード納付取り扱い開始にあたり、事前に端末機の操作等について研修および指導を行うこと。
- (3) 障害や照会事項の発生時には遅滞なくこれに対応し、業務に支障がないようにすること。特に端末機の障害については、直ちに対応できる体制を整備すること。